

○岡山県警察舟艇管理規程

(昭和 33 年 7 月 1 日警察訓令第 2 号)

改正 昭和 34 年 1 月 27 日警察訓令第 1 号 昭和 40 年 3 月 18 日警察訓令第 4 号
昭和 43 年 12 月 4 日警察訓令第 25 号 昭和 53 年 12 月 12 日警察訓令第 23 号
平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号 平成元年 9 月 13 日警察訓令第 29 号
平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号 平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 8 号
平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号 平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号
平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号 平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号
令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号 令和 5 年 3 月 8 日警察訓令第 16 号
令和 5 年 8 月 1 日警察訓令第 42 号 令和 5 年 12 月 7 日警察訓令第 61 号

岡山県警察舟艇管理規程を次のように定める。

岡山県警察舟艇管理規程

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 6 条)
 - 第 2 章 舟艇の整備保全(第 7 条—第 10 条)
 - 第 3 章 係船中の舟艇の管理(第 11 条—第 13 条)
 - 第 4 章 監査(第 14 条)
 - 第 5 章 簿冊及び報告(第 15 条—第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、岡山県警察に所属する舟艇の維持管理を適正にし、常に機能の確保に努め、海上における警察活動の能率向上に資することを目的とする。

(舟艇の意義)

第 2 条 この規程において「舟艇」とは、岡山県警察に所属する国有船、県有船及び一定の期間を定めて借り上げて管理使用する船舶をいう。

(舟艇の配置)

第 3 条 舟艇を配置する警察署は、沿海を管轄する警察署の中から海上に関係ある犯罪の発生状況、海難事故その他の治安状況等を考慮して、警察本部長(以下「本部長」という。)が定める。

(管理責任者)

第 4 条 総務統括官を舟艇管理責任者(以下「管理責任者」という。)とする。

2 管理責任者は、全舟艇の保全、整備、燃料消費状況等を監督し、舟艇の維持管理について全面的な責任を負う。

(管理担当者)

第 5 条 警務部装備課長を舟艇管理担当者(以下「管理担当者」という。)とする。

2 管理担当者は、管理責任者の指揮監督を受け、整備、燃料消費その他の舟艇の維持管理に関する事務について責任を負うものとする。

(使用責任者)

第 6 条 舟艇の配置を受けた警察署の長を舟艇使用責任者(以下「使用責任者」という。)とする。

2 使用責任者は、管理責任者及び管理担当者の監督を受け、所属舟艇の管理について直接責任を負う。

第 2 章 舟艇の整備保全

(通常整備)

第 7 条 管理担当者は、舟艇の整備保全のため、予算の範囲内において計画を立てて整備に必要な消耗品を配分し、又は予算を割り当てて使用責任者に対し整備を命ずるものとする。

(臨時整備)

第 8 条 使用責任者は、機関の故障、船体の損耗及び損傷等により、臨時に舟艇の整備を行う必要があるときは、その修理箇所、所要見積額等を調査した上で管理担当者に申請しなければならない。

2 前項の申請を受けた場合において、管理担当者は、その状況を調査した上で整備を行うものとする。ただし、必要な予算を割り当てて使用責任者に対し整備を命ずることができる。

(定期整備)

第 9 条 船舶安全法(昭和 8 年法律第 11 号)の適用を受ける舟艇の定期検査に必要な整備は、検査有効期間満了前に行わなければならない。

2 前項の整備は、管理担当者が状況を調査した上でを行い、又は必要な予算を割り当てて使用責任者に対し整備を命ずるものとする。

(舟艇の点検)

第 10 条 使用責任者は毎月 1 回以上、船長は毎日 1 回以上、機関の点検及び始動並びに船体及び装備品の点検を行わなければならない。

第 3 章 係船中の舟艇の管理

(係船場所)

第 11 条 舟艇を使用しないときは、その舟艇の船籍港中最も安全にして、他の船舶の航行の妨害とならず、かつ、緊急の出動に際し容易に出航できる場所を選んで係船しなければならない。

(火災盗難の予防)

第 12 条 使用責任者は、舟艇の係船中における火災及び盗難の予防のため、消火器の設置、施錠、夜間の巡視等必要な措置を講じなければならない。

(災害防止)

第 13 条 使用責任者は、暴風雨その他の天災地変に際し、舟艇の損傷を防止するため、避難場所、係船の方法その他必要な措置について、あらかじめ対策を講じておかなければならない。

第 4 章 監査

(舟艇監査)

第 14 条 舟艇の監査は、年 1 回以上各舟艇別に行うものとする。

2 監査は、次に掲げる事項について、管理担当者及び地域部地域課長が実施する。

- (1) 機関、連動各部の装置、電気、舵等の調子及び整備状況
- (2) 各計器の性能及び整備の状況
- (3) 備品及び装具の状況
- (4) 舟艇の清掃及び手入の状況
- (5) 舟艇使用の状況
- (6) 関係簿冊の整備状況
- (7) その他必要と認める事項

3 管理担当者は、監査を行った結果整備を必要とする箇所を発見したときは、速やかに使用責任者に整備を命じなければならない。

第 5 章 簿冊及び報告

(警備艇履歴カード)

第 15 条 管理担当者は、舟艇ごとに警備艇履歴カード(様式第 1 号)を備え、必要事項を記載して整理保管しなければならない。

2 使用責任者は、所属する舟艇について警備艇履歴カードの副本を備え、整理保管しなければならない。

3 使用責任者は、毎年度、舟艇の使用状況を取りまとめて警備艇履歴カードに記載し、翌年度の 4 月 15 日までにその写しを管理責任者に送付しなければならない。

4 使用責任者は、舟艇の検査、修理等の整備を実施した場合は、その状況を舟艇整備報告書(様式第 2 号)により翌月 10 日までに管理責任者に報告しなければならない。

(沈没、損傷等の報告)

第 16 条 使用責任者は、その管理及び使用する舟艇が災害その他の事故により沈没又は損傷したときは、次の事項を調査した上で速やかに管理責任者及び地域部長を経て本部長に報告しなければならない。

- (1) 事故発生の年月日及び場所
- (2) 沈没又は損傷の原因
- (3) 被害船名及び被害の状況

- (4) 損害見積額
- (5) 第 13 条に規定する災害防止対策の概要及び事故に対する応急措置の状況
- (6) その他必要と認める事項
(一時借上船)

第 17 条 第 2 条に定めるもののほか、沿岸地域を管轄する警察署長は、警察活動上舟艇の一時借上げを必要とするときは、舟艇借上承認願(様式第 3 号)により管理責任者の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による一時借上船に係る沈没又は損傷の報告については、前条の規定を準用する。
- 3 第 1 項の規定による一時借上船については、舟艇一時借上記録(様式第 4 号)を備え、その都度所要事項を記載し、借上げの実績がある場合は各四半期の翌月 10 日までにその写しを管理責任者に送付しなければならない。
(その他)

第 18 条 この規程の実施に関し必要な細部事項は、警務部装備課長が別に定める。
(文書の保存)

第 19 条 文書は、文書が完結した日の属する会計年度の翌会計年度から起算して、次のとおり保存するものとする。

文書名	保存所属	保存期間
警備艇履歴カード	装備課	舟艇の処分後 2 年
警備艇履歴カード(副本)	舟艇配置警察署	舟艇の処分後 2 年
舟艇整備報告書	装備課	舟艇の処分後 2 年
舟艇借上承認願	装備課	1 年
舟艇一時借上記録	作成した警察署	1 年
舟艇一時借上記録の写し	装備課	1 年

- 2 使用責任者は、配置された舟艇が他の所属へ配置換えされたときは、当該舟艇に係る舟艇台帳(副本)を配置換え先の所属に送付しなければならない。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 34 年 1 月 27 日警察訓令第 1 号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 34 年 1 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 40 年 3 月 18 日警察訓令第 4 号)

この訓令は、昭和 40 年 3 月 18 日から施行する。

附 則(昭和 43 年 12 月 4 日警察訓令第 25 号)

この訓令は、昭和 43 年 12 月 4 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 12 月 12 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年 3 月 9 日警察訓令第 5 号)

この訓令は、平成元年 3 月 9 日から施行する。

附 則(平成元年 9 月 13 日警察訓令第 29 号)

この訓令は、平成元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 12 月 22 日警察訓令第 26 号)

この訓令は、平成 6 年 12 月 22 日から施行する。

附 則(平成 9 年 3 月 28 日警察訓令第 8 号)

この訓令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 13 年 7 月 13 日警察訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 17 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 21 年 3 月 9 日警察訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 3 月 10 日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成 24 年 3 月 23 日警察訓令第 7 号)

この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 12 日警察訓令第 47 号)

この訓令は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 8 日警察訓令第 16 号)

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 8 月 1 日警察訓令第 42 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和 5 年 12 月 7 日警察訓令第 61 号)

この訓令は、公布の日から施行する。